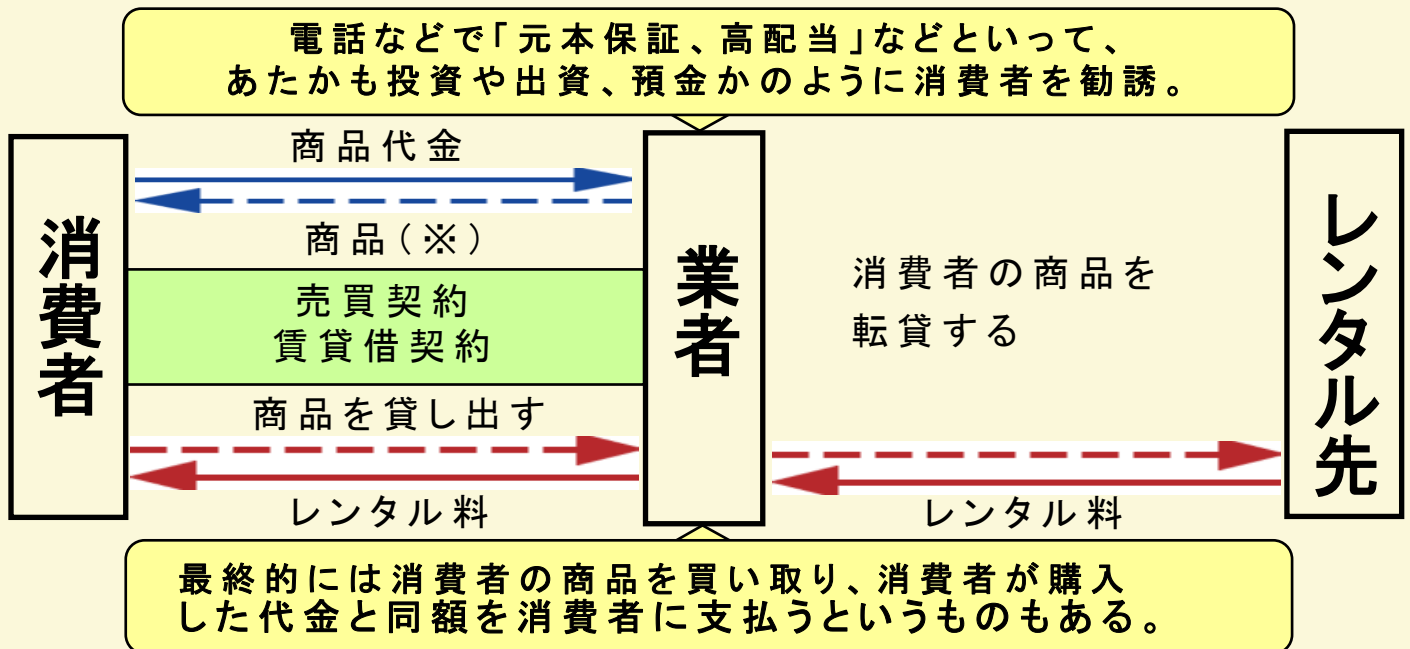


## レンタルオーナー契約によるトラブルにご注意!

～元本保証、高配当と言われても、業者が破綻すれば、レンタル料も受け取れず、「元本」もほとんど戻りません～

電話や訪問などで「元本保証で高利回りのレンタル料の月割分を毎月振り込む」などとあたかも“投資”や“出資”“預金”かのように勧誘され、商品の売買契約と賃貸借（レンタル）契約等を同時にしたという消費者の相談が寄せられています。

図 レンタルオーナー契約の仕組み



※購入した商品は消費者には引き渡されないことがあります。

1. 業者が電話などで「元本保証、高配当」などと言って、あたかも投資や出資、預金かのように消費者を勧誘します。
2. 消費者は、業者と商品の売買契約と購入した商品を貸し出す賃貸借契約を結びます。
3. 消費者は、商品代金を業者に支払いますが、購入した商品は消費者には引き渡されないまま、商品を業者に貸し出します。
4. 業者は、消費者の商品を第三者に転貸するレンタル事業を行うとしています。
5. 業者は、レンタル事業から得た収益から、消費者に商品のレンタル料を支払うことになっています。
6. 最終的には消費者の商品を買い取り、消費者が購入した代金と同額を消費者に支払うというものもあります。

## 🍁 おもて面よりのつづきです 🍁

### レンタルオーナー契約の問題点

1. 消費者にはレンタル事業の実体を確認することが困難である。
2. 事業の実体がなければ、いずれ業者が破綻し、支払ったお金（元本）も戻らないリスクがある。
3. 「元本保証」「高配当」「利子」などとあたかも投資や出資、預金の契約であるかのような勧誘をしている。

### アドバイス

1. 「元本保証」「高配当」などの勧誘は、うのみにしないようにしましょう。
2. 事業の実体を確認できない場合や、破綻リスクが理解できない場合は、契約しないようにしましょう。
3. すぐに消費生活センターに相談しましょう。



### 生活安全情報 長井警察署生活安全課から

県内の特殊詐欺の被害状況は、8月末現在で45件、被害金額は約8,950万円となります。県内では、有料サイト利用料金等を名目にプリペイドカード式電子マネーで支払いを求める電子マネー型特殊詐欺が増加しています。長井警察署においても同様の相談が寄せられていますが、「電子マネーで利用料金を支払って下さい。」と言われるのは**全て詐欺です**。身に覚えのない請求を受けた際は、1人で悩まず、警察や消費生活センターに相談して下さい。

### 消費生活出前講座 消費者トラブルにあわないために

置賜消費生活センターでは、皆様の集会に出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する事例の紹介や対処法をお伝えする「出前講座」を実施しています。費用は無料です。ぜひご利用ください。

出前講座の  
お問い合わせ・  
お申し込みは、  
こちらへ！



### 10月・11月の消費生活法律相談

10月12日(木) 13:30~15:30

11月 9日(木) 13:30~15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

### 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072